

令和4年度6月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 6月21日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江	12 玄羽 和幸

出席推進委員 10名（欠席6名）

		3 田桑 芳美	4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 田中 昭文	7 和田 保人	
	10 小笠原 三津夫		12 森脇 正己
13 上田 義憲	14 藤田 兼一	15 山崎 勉	

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	<p>これより第3回邑南町農業委員会の総会を開催したいと思います。 (会長あいさつ) (事務局長あいさつ)</p> <p>それでは総会の審議に入りますが、本日の総会の議事録署名人に7番の植田委員さん、それと8番の沖田委員さん、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りますが、本日は1号の3条関係が1件、2件だな。それと全体でも1、2、3、4、5案件の審議ということになりますが、その他ですね、終わったら、この審議が終わりましたら、農地法関係の審議が終わりましたらちょっと事務局の方からの事務連絡が2、3あります。それが一応、本日の全体の流れになると思います。</p> <p>それではさっそくですが、1号議案ということで農地法第3条関係。これ3条関係は今月の総会は2件ですが、事務局の方から資料についてのご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、今月の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>上から申請番号043-1、農地の所在は市木××、登記地目田、面積838㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号043-2、農地の所在は市木××、登記地目田、面積717㎡、同じく市木××、登記地目田、面積967㎡、同じく市木××、登記地目田、面積744㎡、同じく市木××、登記地目田、面積2133㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は◎◎◎◎です。</p> <p>以上2件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ところ、場所的にはほぼひっついてますけども、近所になりますが、受け人の方がちょっと人物が違いますので、担当の高木さん、申し訳ないが個別に審議しますので、43-1の案件についての現場説明をお願いします。</p>
4番	<p>はい、失礼します。43-1番の案件についてご説明をします。先日、18日の日でしたかね、推進委員の日高さんと一緒に現地確認の方やらせていただきました。左側の地図ご覧になって、下の方に弧を描いているのが主線となります。そこから上の方にずっと道路が上がってるんですけど、これ上がるにつれて勾配もどんどんきつくなって、高手へ高手へと上がっていく坂となっています。今、43-1の箇所につきましては、田という形で登録なされておりますけども、実際、現在は畑として使用されております。理由として山の水を田の方に使うということで、非常に水の便がよろしくない、管理し辛いということで、実際には畑として使用されてきたということです。それで、渡し人の○○さんという方のお話をさせていただきます。○○さんは現在86才、たまたま18日お伺いした時にいらっしゃいましたので、お話を詳しく聞かせていただくことが出来ました。大工さんが元々の仕事で、家の方は○○というお家がこの市木と書いてある下にあるんですが、実際には農作業のために帰って来られるくらいで、ほとんど広島にお住</p>

	<p>まいです。広島から軽自動車でこの田んぼを、あるいは畑を耕すために通っておられると。大変もう高齢なんで、実際にはもう免許の返納を考えなきゃいけない時期に当たるんですが、自分の血縁の方にこの土地を譲ろうとしたんですが、どなたもいらっしゃらないということでした。大阪の方にお孫さんがいらっしゃるんでその方にもちょっと話はしたんですが、もうお孫さんも、実際に土地を見たこともないくらいのこと、もう全然話にならなかった。で、せっかく今まで自分がなんとかかんとか農地としてやってきたものを投げるといのは忍びないので、どなたか無償でいいので使っていただけたら幸いであるということで探しておられましたところ●●さん。これ●●●●さんというのはですね、地図で言うと該当の左斜め下に●●というちっちゃい家が見えるんですけども、ここの方です。当然ご主人いらっしゃるんですけども、この●●さんの方にも会うことが出来ました。何に使われますかということ聞いたんですけども、今のところはまだはっきりしない、主人の方と確認しないといけないんだが何らかの形で利用させていただこうということでした。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。日高推進委員さんはお見えになってますか。補足ありましたら。</p>
推4番 議長	<p>いいえ、ありません。よろしくお願いします。</p>
	<p>はい、結構ですか？はい。それじゃあ 43-1 の案件について、これより審議に入ります。ご意見、ご質問のある方の発言を求めます。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、それでは本件について採決を行います。43-1 の案件について、許可相当と認めることに賛同される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。出席議員さんの全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて高木さん、43-2 の案件についての、ほぼ同じ、受け人が違うだけけど、お願いします。</p>
4 番	<p>はい、それではその次の、43-2 について説明します。下に斜線のかかったものが3か所ある形になっております。この中の××、××っていうので、間に斜線が入った形のものがあります。これ実際には、当初の形からずれて、段差があったものを取っ払って、今現在は1枚の農地という形になっております。だから見た目は3か所の土地という形です。受け人の◎◎さんの方に意向を聞きましたら、まあご存じの方もあられるかもしれませんが◎◎さん、蕎麦作りがなかなかお得意ということで、この土地も蕎麦として、蕎麦畑として使用したいと。そうすると先程申しましたような水の心配があまり考えなくて済むというような意向でした。以上です。</p>
議長 推4番 議長	<p>はい、ありがとうございます。日高さん、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、それじゃあ 43-2 の案件について、これより審議を開始致します。どな</p>

	<p>たか、ご意見ご質問があれば発言してください。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので 43-2 の案件について、採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて2号議案の農地法第4条関係、本総会は2件が提案されております。事務局の方から資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、2件説明させていただきます。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>まず上から、申請番号044-7、農地の所在は中野××、登記地目田、面積12㎡、同じく中野××、登記地目田、面積27㎡、申請人は△△△△です。転用目的は墓地及び参道です。所要面積は土地造成39㎡、墓地12㎡、参道27㎡です。転用事由としましては、現在の墓地は遠方であり自宅付近に墓地及び参道を建設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。</p> <p>続きまして申請番号044-8、農地の所在は中野××、登記地目田、面積14㎡、申請人は△△△△です。転用目的は車庫、所要面積は土地造成14㎡、車庫25㎡です。こちら宅地部分も含めて25㎡となっております。転用事由としましては自家用車を駐車する車庫を建設したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断をしております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上2件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それじゃあ044-7の案件について、担当日野委員さん、現場の状況についての報告をお願いします。</p>
9番	<p>はい、それでは失礼をします。申請番号044-7番の案件について説明を致します。去る6月の16日に上田推進委員さんと現地確認をさせていただきました。まず場所でございますが、下の図面の左側、中野地区の大体これは中央に当たりまして、河原城班に当たります。左図面の左側の上のちょっと広いところがありますが、これが中野総合グラウンド、あるいは中野体育館、中野公民館等がある位置に当たります。そして△△さんからお聞きしましたところ、現在のお墓はかなり遠く、ちょっと左の図面の※※※※という酒屋がございますが、その右上の山の中腹にあるという風にお聞きしています。お家からかなり遠いところにあるので、もう1年1年歳を重ねていきますので、元気なうちに近いところへ、自宅付近に持って帰りたいということで今回の申請になりました。そして近隣のお家の方々へそれぞれ同意書を取っておられますので、今回のこの案件に対して別に問題ないという風に上田推進委員さんと共に相談しましたので、どうかこの案件についてよろしくお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。上田推進委員さん、今農業委員の日野さんの</p>

推13番 議長	<p>方からご説明がありました。</p> <p>別にありませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>特にないですね。はい、分かりました。それでは 44-7 番の案件について審議を行います。ご意見ご質問のある方、発言をしてください。</p>
8 番	<p>ここの地図で今見ますと、元々××の農地 1 枚のものちょうど真ん中辺りに今回の墓所と駐車場が出来る予定に一応なってますが、顛末書が出てますんでもう一応は変更されているんじゃないかと思いますが、残った農地は、これ利用的にはどうなるんでしょうか。</p>
9 番 議長	<p>残った農地は、平米的にはちょっと分かりませんが、残った農地は雑種地として使われるという風にお聞きしております。以上です。</p>
8 番	<p>沖田さん、大丈夫ですかね。</p> <p>この広い面積の方は農地として結構使えると思うんですけども、こういった場合、真ん中辺りを分断さすような形で今回の申請が出されてるんで、分断された小さい方の農地がこれからの活用にとってちょっと難しいんじゃないかということで、ちょっと質問させてもらいました。以上です。</p>
議長 9 番	<p>日野さん、まだ追加説明ありますか。今の沖田さんの発言について。</p> <p>別にないですけどね。</p>
議長	<p>これまでのところは、今の墓地を作るところの 1 筆か 2 筆になっとなるかよう分からんけども、今までのところはという。</p>
9 番	<p>今まではもう雑種地ですね。草刈りの管理をされとりましたが。そこへ田んぼを作ることは出来ないんで、今回申請をされました。</p>
議長	<p>だけえ登記地目上は田になっとなるけども、実質的に田としての活用はなかなかされてないということなんですね。はい、分かりました。沖田さん、よろしいですか。</p>
8 番 議長	<p>はい、分かりました。</p> <p>他にはございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決を行います。44-7 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
9 番	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定します。</p> <p>続いて 44-8 の案件について、続けてですが日野委員さん、現地からの報告をお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは 44-8 の申請番号について説明を致します。これも去る 6 月 16 日に上田推進委員さんと現地確認をさせていただきました。それです、△△さんのここの車庫、あるいは農機具倉庫等がもう出来ておまして、たまたま今回の墓地の申請に、土地家屋調査士さんによって申請をされた結果、今回のこの 14 m²の案件が分かったような状況です。ということで顛末書が添付されておりますので、どうかこの案件についてもよろしくお願いを致します。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。ええっと、上田さん、いいですか。</p>

推13番 議長	<p>はい。</p> <p>それじゃあ今、日野委員さんの方から現地の報告をいただきました 44-8 の案件について審議を行います。ご意見、ご質問があれば発言をしてください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ではないようですので採決を行います。44-8 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて議案第3号の、法第5条関係。本総会では1件提案されております。事務局より資料の説明をお願いします。</p> <p>はい、それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可について、1件説明させていただきます。</p> <p>申請番号 045-5、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積 615 m²、無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□外2名、譲受人は■■■■です。転用目的は農家住宅で、申請事由としましては賃貸住宅が手狭になったため実家に近い申請地に住宅を建設したいため、です。所要面積は土地造成 615 m²、農家住宅2棟 205.65 m²、倉庫 29.22 m²です。この土地は第1種農地です。農用地区域外です。則第33号第4項により許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p>
議長	<p>以上1件です。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは担当の日野農業委員さん、続けてですが現地からの報告をお願いします。</p>
9番	<p>はい、申請番号 045-5 番の案件についてご説明致します。まず場所でございますが、左の図面を見ていただきたいと思います。左図面の右の端っこからずっと上ったような感じでまっすぐ道路がございますが、一応これは下っておる道路でございます。場所は中野横見班というところでございます。261号線の井原の信号がございますが、それから矢上方面に向かって約100メートルくらい、ちょうど上る途中からこの道に通じる道路でございます。この道路は春になりますと、4月頃から桜が咲いて結構地元の方、あるいは町外の方も行かれる場所で綺麗なところでございます。譲り渡し人、□□□□さんは現在名古屋にお住まいです。そして受け人の■■■■さんは中野でお住まいです。■■■さんにお聞きしましたところ、■■■さんのお父さんが以前名古屋で会社を立ち上げてずっとおられた訳でございますが、高齢になってお父さんはこちらに帰られ、そして渡し人の□□□□さんの旦那さん、これは■■■■さんのお兄さんに当たります、この方に会社を、名古屋で立ち上げている関係上お父さんの名義でなかなかこちらの方へ土地を買って家を建てるということは出来なかったということで、□□□□さんの旦那さんの名前で名義を、この家を建てられたということでお聞きをしております。そして受け人の■■■■さん、失礼しました■■■さんのお兄さんですね、渡し人の□□□□さんの旦那さんが8年くらい前に亡くなられて、そして名義が□</p>

議長	<p>□□□さんの名義になっておりまして、今回■■■■さんのお父さん、**さんが今回のこの土地の所有権移転の申請をされたという風に■■■■さんからお聞きをしております。これも去る6月16日に上田推進委員さんと共に現地確認をチェックシートに照らし合わせながら行いましたが、別に問題ないと二人で判断を致しましたのでよろしくお願い致します。なお、この案件につきましても顛末書が添付されておりますので、重ねてお願い致します。以上です。</p>
推12番 議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは上田さん、よろしいですか。特に補足することはない？</p>
	<p>はい。よろしくお願い致します。</p>
	<p>はい、それでは045-5の案件についてこれより審議を行います。本総会では5条関係はこの1件だけですが、ご意見、ご質問がありましたら発言してください。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので、045-5番の案件についてこれより採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。追認案件ということもありますけども、全会一致で許可相当と決定致します。</p>
	<p>続いて議案の第4号ですが、基盤強化法の第19条による農地利用集積計画の公告なんですが、これは今日の総会で当農業委員会として上程しておりますが、特に議案書についての説明は行いませんので、皆さんの方で精査していただいて、ご意見ご質問がありましたら手を挙げて発言してください。なおこれは最後に、一応議案ということで採決取りますので、転貸予定者に予定されております日高推進委員さん、審議の過程では結構ですけども、一応最後に採決しますのでその時にはちょっとご退席をお願いします。それじゃあ少々時間取りますので、この1件だけですが、皆さんの方で精査を始めてください。</p>
事務局 議長	<p>日野くんこれ、賃料、あれは空白のところはこれ、無償ということだったかいね？</p>
	<p>無償です。</p>
	<p>これ全部共通しとるんだよね。</p>
事務局 議長	<p>はい。</p>
	<p>はい。皆さんの方から他になにかありますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようでしたら議案ということで、一応了承の挙手を求めますので、日高さん、すいません。それじゃあ4-5の案件について、これを了承していただける方の挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。全会一致での了承ということに決定致します。それじゃあ日高委員さんに復席を。</p>

続いて第5号議案の、基盤強化法の、農地利用集積計画の公告について、本総会では1、2、3、3件が提案されております。これについても皆さんの方で資料を精査していただいて、どの案件からという指定は致しませんので、思い付くことがあったり疑問に思うことがありましたら挙手して発言してください。それではこれから少々、精査の時間を取ります。

ちょっと訂正します。この19条関係は1件で、後は法3条3による報告でしたんで、これはちょっと訂正します。1件だけですね。それじゃあ1件だけということで、基盤強化法第19条の、農用地利用集積計画の公告について、本総会では先程訂正しましたが1件だけです。この件について皆さんの方からなにかご質問がありましたら。

(意見、質問なし)

ないようでしたら採決を行います。本案件について了承していただける委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致での了承ということに決定致します。

続いて法3条の3による相続等による権利移譲、移譲にかかる報告ですが、これについては1件、2件、本総会では2件が上程されております。皆さんの方で精査していただいて、なんか疑問点でもあれば発言してください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、これは議案ではありませんので、一応報告を受領したと、総会としてこの報告を受領したということに決定致します。

それでは審議案件は以上で終わりますが、事務連絡。

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は、7月21日(木)13:30からでお願いします。